

第17回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.insource.co.jp/ir/index.html>)に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

株式会社インソース

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する事項(内部統制システム構築の基本方針)につき、2015年11月13日開催の取締役会にて、決議いたしました。当社の「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下の通りです。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款等を遵守するための行動規範としてコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示する。
- ② 法令及び定款等の遵守体制の確立・維持・向上のため、コンプライアンスに関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 取締役、執行役員及び使用人に対しコンプライアンス研修を実施するほか、各種会議体、社内イントラネット、メール等による注意喚起を通じて、遵守すべき法令及び定款等につき周知徹底する。
- ④ 内部監査部門は法令・定款等の遵守状況について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。
- ⑤ 外部専門家を窓口とする内部通報制度を構築し、法令及び定款等に違反する行為などを使用人が発見した場合に報告できるようにする。
- ⑥ 反社会的勢力への対応についての方針、規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する体制の確保・向上を図る。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に従い、適切に作成、保存、廃棄される。
- ② 情報・文書の保存期間・保存場所、責任部署は社内規程の定めるところによる。
- ③ 取締役及び監査役は、これらの情報・文書を常時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① リスク管理体制の確立・維持・向上のため、リスク管理に関する規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

- ② リスク・コンプライアンス委員会は、定期的に想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスクについてリスク対応部署を決定するとともに、全社的なリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ③ 有事が発生した場合は、リスク管理に関する規程に従い、対策を検討・決定し、迅速かつ適切な対応をとる。
- ④ 内部監査部門はリスク管理体制について監査し、代表取締役執行役員社長にその結果を報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 業務執行機能の強化と経営効率向上を図るため執行役員制度を導入する。
- ② 取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項を決定し、それに従い取締役及び執行役員は適正かつ効率的に職務を執行し、取締役会はそれを監督する。
- ③ 取締役会での経営判断が効率的に行われるよう、取締役会上程事項の事前審議等を行う経営会議、リスク・コンプライアンスに関する事項の審議・報告等を行うリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催する。
- ④ 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め、取締役、執行役員及び使用人の職務権限と担当業務を明確にする。
- ⑤ 職務執行を適正かつ効率的に行うために、業務のシステム化、情報管理・伝達におけるペーパーレス化を引き続き推進する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ)

- ① 子会社の管理部門をグループ経営管理部とし、一定の職務執行については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認又は当社への報告を要することとして、当社グループの業務の適正を確保する。当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
- ② 子会社は業績等について定期的に当社に報告を行うほか、子会社の取締役は必要に応じて当社の重要な会議に出席する。
- ③ 当社は、リスク・コンプライアンス委員会に、当社及び子会社からなる企業集団におけるリスクを総括的に管理する機能を担わせる。
- ④ 子会社は、グループ経営管理部等の指導の下、当社と同等の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め職務執行が効率的に行われる体制を整備する。
- ⑤ 当社グループに共通のコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示するとともに、当社グループの役職員も外部専門家を通報窓口とする当社の内部通報制度に通報できることとし、当社グループ全体の法令遵守体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号第2号第3号)

監査役の職務の補助をすべき使用人が必要な場合、代表取締役執行役員社長は、監査役の指揮・監督に服する専任の使用人を選任することとする。選任した当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号イロ第5号)

- ① 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- ② 監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人にその説明を求める。
- ③ 監査役に対する報告を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第6号第7号)

- ① 監査役は定時及び臨時に監査役会を開催し、情報の交換・協議を行う。
- ② 監査役は、代表取締役執行役員社長と定期的に情報・意見交換を実施するほか、会計監査人、内部監査部門と緊密な連携を保つことで、監査の実効性確保を図る。
- ③ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じるものとする。

2.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度の運用状況の概要は次の通りです。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ・ 外部の弁護士を窓口とする内部通報制度を構築
- ・ 内部者取引防止規程を制定し、インサイダー取引に関する研修を実施
- ・ 財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
- ・株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等につき、法令の定めに則った保存期間の設定と適切な管理を実施
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)
- ・クレーム事故対応に関する規程類の変更、周知徹底、運用を実施
 - ・内部監査室による当社の各部門及び子会社の業務監査を実施
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- ・社外取締役及び監査役が出席する取締役会を17回、常勤監査役が出席する経営会議を12回開催
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号イロハニ)
- ・関係会社管理規程に基づく適正な管理を実施
 - ・当社取締役会、経営会議等における、子会社による業績等の定期報告を実施
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号第2号第3号)
- 該当事項はありません。
- (7) 監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号イロ第5号)
- ・監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席
 - ・監査役による業務執行に関する重要な文書の閲覧、当社各部門・子会社に対するヒヤリングの実施
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第6号第7号)
- ・監査役会を14回開催し、当社各部門・子会社との情報・意見交換を実施
 - ・監査役による代表取締役執行役員社長との定期的な情報・意見交換を実施
 - ・監査役による会計監査人及び内部監査室との定期的な情報・意見交換を実施

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	800,623	641,793	1,603,532	△163,946	2,882,003	6,558	6,558	1,079	2,889,641
当期変動額									
剰余金の配当			△201,964		△201,964				△201,964
親会社株主に 帰属する当期純利益			835,387		835,387				835,387
自己株式の取得				△470,256	△470,256				△470,256
自己株式の処分			△198,145	229,040	30,895				30,895
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△1,215	△1,215	△95	△1,310
当期変動額合計	－	－	435,277	△241,215	194,062	△1,215	△1,215	△95	192,751
当期末残高	800,623	641,793	2,038,809	△405,161	3,076,065	5,343	5,343	984	3,082,393

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4 社
- ・連結子会社の名称 ミテモ株式会社
株式会社らしく
株式会社未来創造&カンパニー
株式会社インソースデジタルアカデミー
- ・連結の範囲の変更 当連結会計年度から、新規に設立した株式会社インソースデジタルアカデミーを連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 INSOURCE HONG KONG LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1 社
- ・会社の名称 株式会社ダブルワークマネジメント
- ・持分法の適用の範囲の変更 当連結会計年度において、株式会社ダブルワークマネジメントを共同出資により設立したため、持分法適用の関連会社を含めております。

②持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・会社の名称 INSOURCE HONG KONG LIMITED
- ・持分法を適用していない理由
持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法(ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年(社内における利用可能期間)

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 21,310,750株
(注)当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき、1.25株の割合で株式分割を行ったことに伴い、普通株式が4,262,150株増加しました。
- (2) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年12月21日 定時株主総会	普通株式	201,964	12.00	2018年9月30日	2018年12月25日

(注)当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき、1.25株の割合で株式分割を行っております。基準日が当該株式分割前の配当金につきましては、当該株式分割前の配当の額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	336,340	16.00	2019年9月30日	2019年12月23日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 28,750株
(注)当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき、1.25株の割合で株式分割を行っております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針 当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

未払金及び営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理要領及び与信管理要領に従い、経営管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理要領及び与信管理要領に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	3,292,208	3,292,208	－
② 売掛金	729,293	729,293	－
③ 投資有価証券 其他有価証券	52,704	52,704	－
④ 買掛金	(131,203)	(131,203)	－
⑤ 未払金	(512,866)	(512,866)	－
⑥ 未払法人税等	(460,540)	(460,540)	－

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ 買掛金、⑤ 未払金並びに⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2)敷金及び保証金(連結貸借対照表計上額220,517千円)は市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含んでおりません。

(注3)非上場株式(連結貸借対照表計上額120,155千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	146円59銭
1株当たり当期純利益	39円73銭

(注)当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき、1.25株の割合で株式分割を行っております。上記では、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	800,623	641,793	641,793	10,584	1,536,148	1,546,732	△163,946	2,825,203
当期変動額								
剰余金の配当					△201,964	△201,964		△201,964
当期純利益					815,877	815,877		815,877
自己株式の取得							△470,256	△470,256
自己株式の処分					△198,145	△198,145	229,040	30,895
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	415,767	415,767	△241,215	174,552
当期末残高	800,623	641,793	641,793	10,584	1,951,915	1,962,500	△405,161	2,999,755

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	6,558	6,558	1,079	2,832,841
当期変動額				
剰余金の配当				△201,964
当期純利益				815,877
自己株式の取得				△470,256
自己株式の処分				30,895
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,215	△1,215	△95	△1,310
当期変動額合計	△1,215	△1,215	△95	173,242
当期末残高	5,343	5,343	984	3,006,084

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法)

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3～15年
----	-------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

② 無形固定資産

定額法

なお、償却年数は次の通りであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年(社内における利用可能期間)
-------------	--------------------

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	10,210千円
短期金銭債務	40,009千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	30,395千円
仕入高	155,274千円
販売費及び一般管理費	45,099千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	289,458株
------	----------

(注)当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき、1.25株の割合で株式分割を行っております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

科 目	金 額
(繰延税金資産)	
未払事業税	23,188
未払金(確定拠出年金移行分)	6,598
資産除去債務	23,663
関係会社株式評価損	1,727
貸倒損失	1,051
未払賞与	70,833
未払法定福利費	9,429
その他	3,029
繰延税金資産合計	139,523
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	15,118
その他有価証券評価差額金	2,358
繰延税金負債合計	17,477
繰延税金資産の純額	122,046

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	142円96銭
1株当たり当期純利益	38円80銭

(注)当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき、1.25株の割合で株式分割を行っております。上記では、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。